

大阪広域環境施設組合規則第10号

職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間等に関する規則（平成27年規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(時間外勤務代休時間の指定)</p> <p>第5条 管理者は、条例第6条第1項の規定により時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、同項に規定する勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る給与条例第20条第3項に規定する60時間を超える勤務に係る月における同項の適用を受ける時間（以下「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員が所定の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその者の所定の勤務時間との合計</p>	<p>(時間外勤務代休時間の指定)</p> <p>第5条 〔同左〕</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員が所定の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその者の所定の勤</p>

<p>がその者と勤務箇所等が同一である常勤の職員の所定の勤務時間に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数</p> <p>[(3)・(4) 略]</p> <p>[2～4 略]</p>	<p>務時間との合計がその者と勤務箇所等が同一である常勤の職員の所定の勤務時間に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数</p> <p>[(3)・(4) 同左]</p> <p>[2～4 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の勤務時間等に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。